

第29回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成25年11月28日(木) 午前10時00分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 12名

1番 白 川 英 之

2番 永 洞 忠 志

3番 梅 原 順 一

4番 小 田 原 憲 一

5番 熊 谷 唯 志

6番 小 椋 守

7番 穴 吹 栄

8番 百 々 英 夫

10番 白 川 俊 明

11番 片 島 道 夫

12番 押 切 裕 子

13番 鈴 木 誠

4. 出席職員 3名

事務局長 上 田 幸 作

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 中 山 正 教

5. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第1号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について

日程第 7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 8 議案第2号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第 9 議案第3号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について

日程第10 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第29回総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ、12名であります。

よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本総会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

議 長

おはようございます。

今年も残すところ1ヵ月となりましたけれども、この1年を振り返ってみますと、非常に雨の多い年であったなあという気がしております。さらにそれに伴い、災害も多発した1年でもありました。

この1ヵ月、皆さんと顔を合わせる機会が多くありましたけれども、東北の研修視察をはじめ、それぞれ活発に活動を展開していただきましたことに感謝申し上げますとともに、研修で培ったものを今後の委員会活動の糧にしていいただければと思っております。

さて、新聞紙上で御案内のとおり、40年間続きました米政策が見直しされ、日本型直接支払い制度というものが具体的に示されました。水田のことを我々がとやかく言うことではないのかもしれませんが、これまでは新たな情勢が見えるものではなかったものですから、ある意味ではいい方向に向かっているのではないかと私なりに理解をしているところでございます。

その中で、我々に直接関係のある所得安定対策については、農地維持支払いで130円、資源向上支払いで120円、合わせて10アール当たり250円ということですから、それぞれの所有面積と掛け合わせても、それほど大きな数字にはならないのではないかという思いもしております。中身について深い理解をしているわけではございませんから、今後どういう展開になるかわかりませんが、TPP問題を含め、上手くごまかされているのではないかという思いもしております。

TPPが年度内に決まるかどうかは際どい段階のようですが、12月に入りましたら全国的な反対集会も予定されているということですから、注目をしていきたいと思っておりますし、常に我々もあらゆる角度で、それぞれの場で訴え続けていかなければならないという思いをしておりますので、今後ともその辺についても注視をしていただきたいと思います。

それでは早速、第29回総会を始めていきたいと思っておりますので、慎重審議をお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

今日は御苦労さまでございます。

日程第3 議事録署名委員の指名を議題とします。

本日の会議録署名委員は、11番片島委員、12番押切委員を指名いたします。

次に、日程第4 会期の決定を議題とします。

各 委 員

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日といたします。

事 務 局 長

日程第5 会務報告を議題とします。事務局より報告いたします。

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より会務報告の説明が終わりました。
議案関係以外で質疑があれば、これを受けます。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑がないようなので、これで会務報告を終わります。

事 務 局 長

日程第6 報告第1号農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

報告第1号農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第13条第1項では、「農業委員会は認定農業者から農用地について、利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者に対して利用権の設定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされています。

本案につきましては、先月の総会において、所有権移転によるあつせんの申出のありました2件の調整報告であります。整理番号1の権利の設定をする者は、釧路市文苑4丁目〇〇番〇〇号の〇〇〇〇氏、対象地は茶内西3線〇〇番ほか〇〇筆、合計面積〇〇万〇,〇〇〇㎡で、権利の設定を受ける者を〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇に決定し、今月5日に、本件の調整委員である農地部会により現地調査及び土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定し、価格の算定方法、算定額の説明を行い、最終的には双方の了承を得ることができました。

次に、整理番号2ですが、権利の設定をする者は、姉別2丁目〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は姉別南5線〇〇〇番ほか〇筆、合計面積〇〇万〇,〇〇〇㎡で、

権利の設定を受ける者を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に決定し、今月5日に、本件の調整委員である農地部会により現地調査及び土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定し、価格の算定方法、算定額の説明を行い、最終的には双方の了承を得ることができました。

ここに、調整委員の報告に基づき、御報告申し上げるものでございますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議 長

事務局から提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調整に当たった委員の方々より補足説明があれば、これを受けます。

各 調 整 委 員

(特になしの声)

議 長

特にないようなので、これから質疑を行います。議事参与の制限に該当する案件がありますので、整理番号ごとに審議したいと思います。

まず、整理番号1の質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し採決いたします。

整理番号1について、本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号2の質疑を行います。

ここで、〇〇〇〇〇は、会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当しますので、退席願います。

(〇〇委員、〇〇〇〇委員退席、退室)

それでは、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>次に、討論を省略し採決いたします。</p> <p>整理番号2について、本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。</p>
各	委員	(異議なしの声)
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。</p> <p>(〇〇委員、〇〇〇〇委員入室、着席)</p> <p>日程第7 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。</p>
各	委員	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借による権利、若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。</p> <p>本案は2件の届け出で、いずれも経営移譲年金受給による使用貸借権期間満了に伴う権利の再設定であります。</p> <p>整理番号1は、姉別北2線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、合計面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、後継者である同住所の〇〇〇〇氏へ農用地を使用貸借しようとするものであります。</p> <p>整理番号2は、茶内西4線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、合計面積〇〇万〇〇〇、〇〇㎡に係るもので、後継者である同住所の〇〇〇〇氏へ農用地を使用貸借しようとするものであります。</p> <p>なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。</p> <p>以上、本案に関する提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。</p>
農	地係長	(補足説明あるも省略)
議	長	<p>事務局より提案理由の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入る前に、それぞれの担当地区の委員より補足説明を受けます。</p>

整理番号1について、12番押切委員お願いします。

押切委員 (補足説明あるも省略)

議長 次に、整理番号2の補足説明を1番白川委員お願いします。

白川(英)委員 (補足説明あるも省略)

議長 担当地区の委員より補足説明が終わりました。
これから、整理番号順に質疑を行います。
整理番号1の質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号順に採決いたします。
整理番号1について、本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。
提案の理由を事務局より申し上げます。

農地係長	(詳細説明あるも省略)
議長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから、整理番号順に質疑を行います。 整理番号1の質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号2の質疑を行います。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号3の質疑を行います。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号4の質疑を行います。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号5の質疑を行います。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号6の質疑を行います。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号順に採決いたします。 整理番号1について、本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号6を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事務局 長

議案第3号農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第13条の2第1項では、「農用地の所有者から農業委員会に所有権移転の申出があり、当該農用地を含む周辺地域における農用地の保有並びに利用の状況及び将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積を図るため、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体による買入が特に必要であると農業委員会が認めるときは、市町村長に対し、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が買入を行う旨の通知をするよう要請ができる。」とされています。

本案につきましては2件の買入協議であります。整理番号1は、釧路市文苑4丁目〇〇番〇〇号、〇〇〇〇氏所有地に係るもので、先月の1日付けで所有権移転の申出があったものであります。調整委員を農地部会に決定し、部会で調整した結果、〇〇〇〇〇〇〇〇〇による買入が必要と判断し、ここに町長に対し、農用地の買入協議に係る要請書を提出しようとするものであります。

整理番号2は、姉別2丁目〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地に係るもので、先月の1日付けで所有権移転の申出があったものであります。調整委員を農地部会に決定し、部会で調整した結果、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇による買入が必要と判断し、ここに町長に対し、農用地の買入協議に係る要請書を提出しようとするものであります。

以上、本案に関する提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。議事参与の制限に該当する案件がありますので、整理番号ごとに審議したいと思います。

まず、整理番号1の質疑を行います。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2の質疑を行います。

ここで、〇〇〇〇は、会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当しますので、退席願います。

(〇〇委員、〇〇〇〇委員退席、退室)

それでは、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員、〇〇〇〇委員入室、着席)

日程第10 次回総会日程を議題とします。

事務局より提案いたします。

事 務 局 長 次回総会日程については、12月20日、金曜日、時間については、午前中に農政部会を開会予定ですので、午後1時からということで提案いたします。

議 長 事務局から提案がありましたが、12月20日、金曜日、午後1時からの開会でよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議

長

異議がないようなので、次回総会日程については、12月20日、金曜日、午後1時からの開会ということで決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は、全部終了いたしました。

これで、第29回浜中町農業委員会総会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会時刻 午前10時58分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 鈴木 誠

浜中町農業委員会 11番 片島 道夫

浜中町農業委員会 12番 押切 裕子

農地法第3条調査書

調査日：平成25年11月18日

第29回浜中町農業委員会総会
議案第1号 整理番号1 (使用貸借)

譲受人	〇 〇 〇 〇	譲渡人	〇 〇 〇 〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	押切委員				
	判断の理由			該当	
第2項第1号 (全部効率利用)	保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない	
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	法人ではないので該当はしない			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>申請地は、後継者である譲受人が従前より畑、採草地として利用しており、引続き利用計画していることと、申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局2名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

農地法第3条調査書

調査日：平成25年11月18日

第29回浜中町農業委員会総会
議案第1号 整理番号2 (使用貸借)

譲受人	〇 〇 〇 〇	譲渡人	〇 〇 〇 〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	白川英之委員				
	判断の理由			該当	
第2項第1号 (全部効率利用)	保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない	
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	法人ではないので該当はしない			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、後継者である譲受人が従前より畑、採草地として利用しており、引続き利用計画していることと、申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局2名が現地状況等を確認した。			しない	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第29回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号1 (所有権移転)

譲受人	○○○○○○ ○○○○○○	譲渡人	○○○○	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			—
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			—
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			—
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第29回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号2 (所有権移転)

譲受人	○○○○○○ ○○○○○○○○	譲渡人	○○ ○○○	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			—
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			—
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			—
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第29 浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号3 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○ ○○○○○○	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第29 浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号4 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○ ○○○○○○	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第29 浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号5 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○ ○○○○○○	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第29回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号6 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○ ○○○○○○	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—